

船舶事故等調査報告書

平成21年6月25日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2009那第22号	
事故等名	ヨット NICHIKA 乗揚	
発生日月時刻	平成21年4月13日13時30分ごろ	
発生場所	沖縄県宮古島市 池間島灯台から真方位232° 1,750m 付近 (概位 北緯24° 55.5′ 東経125° 13.4′)	
事故等調査の経過	調査の概要:平成21年4月23日那覇・地方事故調査官が元船舶所有者、売買仲介業者から口述聴取 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
事実情報 船種・船名・総トン数 船舶番号 船舶所有者等	ヨット ^{ニチカ} NICHIKA 15トン 0177 CHO HYAN GYUN	
船種・船名・総トン数 船舶番号(IMO 番号) 船舶所有者等		
乗組員等に関する情報	船長(韓国籍) 海技免許不詳	
負傷者	なし	
損傷	船底キール部左右舷側に擦過傷	
事故等の経過	本船は、船長ほか1人が乗り、来間島を発して、韓国に向け航行中、平成21年4月13日13時30分ごろ、リーフに乗り揚げた。	
分析	気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事項の解析	なし あり なし 本船が、浅瀬海域を航行する際、水路の調査を適切に行わなかったものと考えられる。 船長は、海図により浅瀬海域を確認して安全な針路を設定せず、船位も確認しないまま航行を続けた可能性があると考えられる。
原因	本事故は、本船が、浅瀬海域を航行する際、水路の調査を適切に行わなかったため、浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	
その他の事項	なし	